

令和 6 年 度

大 館 市 財 政 健 全 化 審 査 意 見 書
經 営 健 全 化 審 査

大 館 市 監 査 委 員

7 監 収 第 3 5 号
令和 7 年 9 月 1 0 日

大館市長 石 田 健 佑 様

大館市監査委員 笹 谷 能 正

大館市監査委員 蒔 苗 大 輔

大館市監査委員 小 畑 新 一

令和 6 年度大館市財政健全化審査及び経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度大館市一般会計等に係る健全化判断比率及び令和 6 年度大館市公営企業会計に係る資金不足比率等を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和6年度財政健全化審査意見

1 準拠基準

大館市監査基準

2 審査の種類

財政健全化審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項)

3 審査の対象

令和6年度大館市一般会計等に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下これらを総称し「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ正確であるか等に着目し審査を実施した。

なお、その他の着眼点として、全国都市監査委員会策定の「実務ガイドライン 第3編 監査等の手続」における健全化判断比率等審査の着眼点を参考とした。

5 審査の主な実施内容

審査は、健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について、照合、点検を行うとともに、不明な点については関係職員に説明を求め、必要な聴き取りを行った。

6 審査の実施場所及び日程

実施場所 監査委員室

日 程 令和7年7月30日～8月25日(実質18日間)

7 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率は、次のとおりである。

(単位：％、％)

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	比較増減	令和6年度 早期健全化 基準	令和6年度 財政再生 基準
① 実質赤字比率	—	—	—	12.28	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	—	17.28	30.00
③ 実質公債費比率	9.4	9.4	0.0	25.0	35.0
④ 将来負担比率	86.5	78.7	7.8	350.0	—

また、健全化判断比率の推移は、次のとおりである。

(単位：％)

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
① 実質赤字比率	—	—	—	—	—
② 連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
③ 実質公債費比率	9.4	9.4	8.8	8.2	8.4
④ 将来負担比率	86.5	78.7	78.3	82.2	87.5

実質収支及び連結実質収支は黒字であり、前年度と同様、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されない。

実質公債費比率は前年度と同じで9.4％、将来負担比率は86.5％で前年度より7.8％上昇しているが、ともに早期健全化基準を下回っている。

今後も、これら健全化判断比率の推移に留意しながら、引き続き財政の健全化に努められたい。

※ ① 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模)に対する比率で、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字を指標化し、財政運営の深刻度を示すものである。

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率で、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示すものである。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金(公営企業の元利償還金に係る一般会計からの繰出金や公債費に準ずる債務負担行為等公債費類似経費)の標準財政規模を基本とした額に対する比率(過去3か年平均で示される。)で、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものである。

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかを示すものである。

令和6年度経営健全化審査意見

1 準拠基準

大館市監査基準

2 審査の種類

経営健全化審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項)

3 審査の対象

次の事業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

地方公営企業法適用事業

令和6年度 大館市水道事業会計

令和6年度 大館市工業用水道事業会計

令和6年度 大館市下水道事業会計

令和6年度 大館市病院事業会計

地方公営企業法非適用事業

令和6年度 大館市戸別浄化槽整備事業特別会計

令和6年度 大館市公設総合地方卸売市場特別会計

令和6年度 大館市農業集落排水事業特別会計

4 審査の着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ正確であるか等に着目し審査を実施した。

なお、その他の着眼点として、全国都市監査委員会策定の「実務ガイドライン 第3編 監査等の手続」における健全化判断比率等審査の着眼点を参考とした。

5 審査の主な実施内容

審査は、資金不足比率の算定の基礎となる資料を照合、点検するとともに、不明な点については関係職員に説明を求め、必要な聴き取りを行った。

6 審査の実施場所及び日程

実施場所 監査委員室

日 程 令和7年7月30日～8月25日(実質18日間)

7 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

対象会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位:%)

区分	対象公営企業会計	令和6年度	令和5年度	令和6年度 経営健全化基準	摘 要
資金不足比率	水道事業会計	—	—	20.0	地方公営 企業法 適用事業
	工業用水道事業会計	—	—		
	下水道事業会計	—	—		
	病院事業会計	15.3	7.7		
	戸別浄化槽整備事業 特別会計	—	—		地方公営 企業法 非適用事業
	公設総合地方卸売 市場特別会計	—	—		
	農業集落排水事業 特別会計	—	—		

病院事業を除く6事業会計については、資金不足が発生していないため、特に問題となる点は認められなかった。

病院事業会計については、健全化法に規定する資金不足比率が15.3%となり、財政健全化計画に要する経営健全化基準の20.0%を下回ってはいるものの、地方財政法に規定する資金不足比率が10.0%を超えることから、企業債発行時には国や県との協議・許可を要することとなり、「資金不足等解消計画」の策定が求められる。

今後の病院事業の運営に当たっては「大館市病院事業経営強化プラン」や「資金不足等解消計画」に掲げる具体的方策を着実に実施することはもとより、経営健全化に寄与するため、医療制度改革や社会情勢等を的確に把握し、あらゆる方策を検討、実施されるよう望むものである。

※ 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率で、公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものである。資金不足額は資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。